

医療における情報(薬剤)の標準化を考える

20

医療データ活用基盤整備機構

折井 孝男

医療情報全体を通して

本連載では医療情報の領域(特に薬剤領域)における情報の標準化について述べてきた。医療に係る情報はものすごい勢いで進歩している。この情報の進歩の中で医療のデータは情報システムのベンダー、医療機関の都合に合わせて、多様化、複雑化となっているのが実情と言える。そのため必

ずしも標準化ができているとは言えない。標準化については、一つの医療機関だけで発生した情報を利用する場合においては、その機関内で使用されているシステム間の情報の交換ができれば良いのであり、標準化する必要性をあまり感じないのではないかとはいえない。しかし、システムには

リプレイスが発生するなど、定期的にシステムの更新をする必要がある。また、部門システムなど、新しいシステムの導入などがあり、このような時にデータ等の標準化がなされていないとベンダー間のやり取り、旧システムが有するデータを新規システムに移行する

時など、システム間で取り扱うデータの交換などに非常に多くの労力を要することになる。特に、ベンダーが変更となる場合には、リプレイスと異なり、データの標準化ができていないと移行に要する費用が膨大な金額となることがある。さらに、全てのデータ移行ができないなどの問題も発生する。日本工業標準調査会のホームページには、標準化について、次のような

解説が見られる。「標準化(Standardization)とは、『自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化する』こと」(1)とある。また、「標準(規格・Standards)は、標準化によって制定される『取り決め』と定義できる。標準には、強制的なもの」と任意のものがあるが、一般的には任意のものを『標準(規格)』と呼ぶこと(2)。

医療における領域では、情報の標準化を推進する団体として、一般社団法人医療情報標準化推進協議会(Health Information and communication standards organization: HELICS協議会)がある。

HELICS協議会は、社員(会員)内外から標準化指針申請される標準規格のうち、わが国の医療における情報分野に適用し利用することが望ましい標準規格を評価審査し、HELICS標準化指針(HELICS指針)として定める活動を行っている。

一方、厚生労働省は保健医療分野で適切な情報化を進めるために、厚生労働省標準規格を採択し推奨している。厚生労働省標準規格の制定に際しては、「標準に関する関係者合意を形成し得る団体」として、HELICS協議会を選定し、関係者の合意のもとに策定された規格を保健医療分野の標準規格として認定し、推奨する施策を進めている。

日本放射線腫瘍学会、流通システム開発センター(GSIヘルスケアジャパン協議会)、日本HL7協会、医療データ活用基盤整備機構が社員となっている医療情報の標準化を推進する団体である。

医療情報標準化指針(HELICS指針)一覧(2023年3月現在)

- HS001 医薬品HOTコードマスター
- HS005 ICD10対応標準病名マスター
- HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書(患者への情報提供)
- HS008 診療情報提供書(電子紹介状)
- HS009 IHE統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針
- HS011 医療におけるデジタル画像と通信(DICOM)
- HS012 JAHIS臨床検査データ交換規約
- HS013 標準歯科病名マスター
- HS014 臨床検査マスター
- HS016 JAHIS放射線データ交換規約
- HS017 HIS,RIS,PACS,モダリティ間予約,会計,照射録情報連携指針(JJ1017指針)
- HS022 JAHIS処方データ交換規約
- HS024 看護実践用語標準マスター
- HS026 SS-MIX2ストレージ仕様書および構築ガイドライン
- HS027 処方・注射オーダー標準用法規格
- HS028 ISO22077-1:2015保健医療情報-医用波形フォーマット-パート1:符号化規則
- HS029 患者状態アウトカム用語集ベーシックアウトカムマスター
- HS030 データ入力用書式取得・提出に関する仕様(RFD)
- HS031 地域医療における情報連携基盤技術仕様
- HS032 HL7 CDAに基づく退院時サマリー規約
- HS033 標準歯式コード仕様
- HS034 口腔診査情報標準コード仕様
- HS035 医療放射線被ばく管理統合プロファイル
- HS036 処方情報HL7 FHIR記述仕様
- HS037 健康診断結果報告書HL7 FHIR記述仕様
- HS038 診療情報提供書HL7 FHIR記述仕様
- HS039 退院時サマリーHL7 FHIR記述仕様
- HS040 「製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書」ガイド

※厚生労働省標準規格ということについて

厚生労働省は、保健医療分野の適切な情報化を進めることを目的としている。そして、厚生労働省標準規格を制定し、その採用を促している。この施策は厚生労働省の保健医療情報標準化会議で、標準規格のあり方について議論している。

その議論の過程において、地域医療連携(地域医療情報連携)の円滑な推進や、膨大な人的・経済的負担を低減するのみでなく、保健医療分野の適切な情報化に資することを目的に、医療機関等に対して、厚生労働省標準規格の採用を促していくとの方針が確認されたことに基づき制定されている。

この施策に基づき、厚生労働省は発出する通知により制定された標準規格について、都道府県知事、関係団体に適宜公表を行っている。